工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度
（下請セーフティネット債務保証事業）について

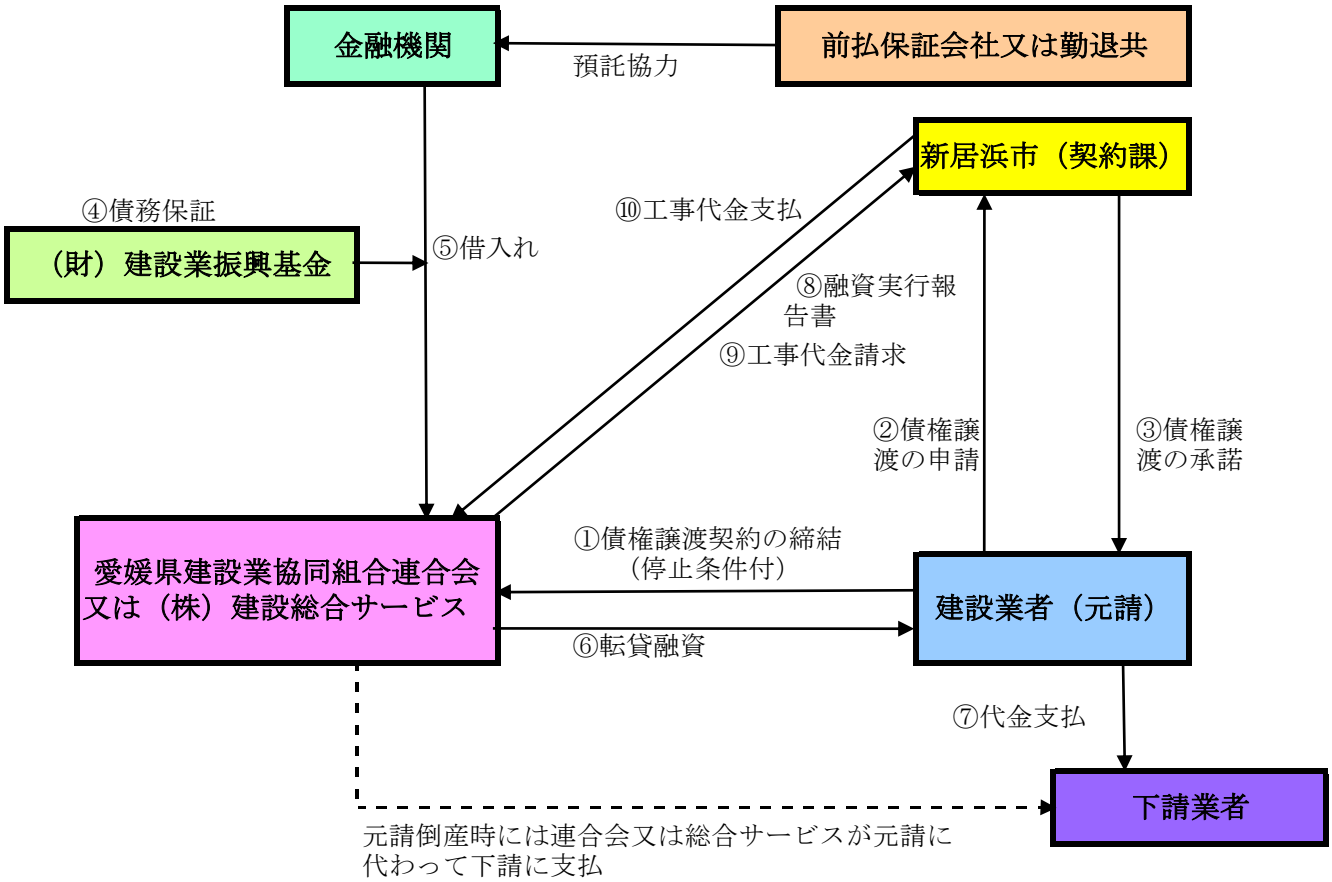

＜手続＞

①事業の利用を希望する元請負業者は、愛媛県建設業協同組合連合会又は（株）建設総合サービス（以下「連合会等」という。）との間に、新居浜市の承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結する。

②元請負業者と連合会等の連名で、新居浜市に債権譲渡承諾を申請する。

③新居浜市は、債権譲渡の承諾（又は不承諾）を決定し、通知をする。

④⑤債権譲渡が承諾されると、連合会等は（財）建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関から借入れを行う。

⑥連合会等は、元請負業者に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で融資を行う。

⑦元請負業者は、連合会等から融資された資金を、下請代金として下請業者に支払う。

⑧元請負業者と連合会等の連名で、新居浜市に融資実行報告書を提出する。

⑩工事の完成検査後、新居浜市は、連合会等に工事代金を支払う。

※通常の場合‥連合会等は、新居浜市から受けた工事代金から元請負業者に貸し付けた金額を精算のうえ、残金があれば元請負業者に返還します。

※元請負業者が倒産した場合‥連合会等は、工事代金から元請負業者に貸し付けた金額を精算のうえ、元請負業者と締結した債権譲渡契約の定めに従い、下請保護方策を講じます。

＜注意＞

債権譲渡の承諾決定を受けた後は、元請負業者は、新居浜市に対して中間前払金及び部分払金等の請求を行うことができません。

債権譲渡により融資を受けることができる金額、利率等については、連合会等に問合わせてください。